

基本仕様書

施設別特別仕様書に特に定めのない事項については、以下のとおりとする。

1 施設使用の条件

1 施設使用の許可

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可(以下、「使用許可」という。)により行う。

2 施設使用の許可手続き

設置事業者は、由布市財政課財産管理係宛に、以下の書類を添付し使用許可申請書を提出すること。

(1) 設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面

(2) 自動販売機の管理関係証明書類 ※

※ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

3 使用許可期間

(1) 使用許可日から令和8年3月31日まで。ただし、各設置施設の管理運営形態・実績を勘案し、由布市が適当と判断した場合には、1年ごとに更新し、当初の使用許可日から起算して最大5年(令和10年3月31日)まで更新できるものとする。

(2) 使用許可の期間の満了前でも、由布市の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、また、施設の改廃等がある場合は、使用許可を取り消すことがあるが、この場合事業者には損害が生じても由布市はその賠償の責を負わない。

4 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、由布市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

なお、使用許可に係る使用料は、使用許可期間ごとに決定するため、使用許可更新の際に変動することがある。

5 遵守事項

(1) 使用許可の条件を遵守すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、由布市の指示に従うこと。

6 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を由布市に請求することはできない。

7 自動販売機設置の中止

由布市の認める場合を除き、物件番号の自動販売機の設置を中止することはできない。
また、自動販売機の設置を中止する場合は、3ヶ月前までに市に書面で通知すること。

8 自動販売機の増設

由布市が必要と判断した場合又は公募設置とは別途市内事業者の設置要望がある場合、施設内に自動販売機を増設することがある。

自動販売機の増設により設置自動販売機の売上の増減がある場合も、設置事業者は一切の補償を由布市に請求することはできない。

2 自動販売機の規格等

- (1) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
- (2) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- (3) ホットアンドコールド機であること（紙パックのものを除く。）。
- (4) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- (5) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
- (6) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）
- (7) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。
- (8) 施設所管課が随時実施する売上本数及び売上額の確認作業が行える仕様であること。
- (9) 安全対策
 - ① 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、由布市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
 - ② 「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、由布市の責に帰することが明らかな場合を除き、由布市はその責を負わない。
 - ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (10) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- (11) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

3 販売品目の条件等

1 販売品目

- (1) 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目

とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。

(2) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

2 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

4 維持管理責任

(1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

(2) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを市に提出すること。

ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。

(3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

(4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

5 自動販売機納付金の納付

(1) 自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とすること。

(2) 自動販売機納付金は、由布市の発行する納入通知書又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。

(3) 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上本数及び売上額が確認できる書面を施設所管課に報告するとともに、施設所管課が随時実施する売上本数及び売上額の確認作業に協力すること。

なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

6 その他必要経費等

(1) 自動販売機（付帯電気設備を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、由布市と協議のうえ、電気関係法令を順守して施行し、工事後は速やかに由布市の確認を受けること。

(2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。

なお、電気使用料については子メーターの指示値により計測した消費電力量に基づき計算

した金額とし、由布市の発行する納入通知書により指定する期日までに全額納入すること。

7 その他

募集要項、基本仕様書、施設別特別仕様書、使用物件一覧表、行政財産使用許可書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度由布市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。